

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和3年6月8日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時36分

出席者 委 員 委員長 氏 家 晃

	浅野 貴之	小平 啓佑	川上 均
	古沢 ちい子	内海 まさかず	千葉 正弘
議 長	小堀 良江		
傍 聴 者	森戸 雅孝	大浦 兼政	大谷 好一
	青木 一男	茂呂 健市	小久保 かおる
	針谷 育造	白石 幹男	永田 武志
	福富 善明	広瀬 義明	関口 孫一郎
	針谷 正夫	大阿久 岩人	福田 裕司
	中島 克訓		

事務局職員	事務局長 神 永和 俊	議事課長 江 面 健太郎
	副主幹 岩 崎 和 隆	主 査 岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	瀬下昌宏
保健福祉部長	高橋礼子
子ども未来部長	石川いづみ
保険年金課長	島田林治
障がい福祉課長	廣田智之
高齢介護課長	寺内均
子育て支援課長	神長利之
子育て支援課主幹	松本佳久
保育課長	渡辺健一

令和3年第4回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和3年6月8日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第71号 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第72号 栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第73号 栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第74号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第75号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第76号 栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第77号 栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第78号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第79号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第80号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第67号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第2号）（所管関係部分）
- 日程第12 陳情第 2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（氏家 晃君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（氏家 晃君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（氏家 晃君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第71号 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第71号 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は47、48ページ、議案説明書は7ページから9ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の7ページをお開きください。提案理由であります、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要ですが、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものであります。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきまして新旧対照表によりご説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開きください。栃木市国民健康保険条例附則第2項につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金の支給に関する規定であります、中ほどの太字部分、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する「新型コ

コロナウイルス感染症（以下、新型コロナウイルス感染症という）」、この部分につきまして「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症をいう。以下同じ」に改めるというものであります。

続きまして、議案書により説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の47ページをお開きください。47ページが制定文、48ページが改正文になります。改正の内容につきましては、先ほど議案説明書によりご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

48ページ中段の附則についてであります。この条例は公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例案というのは、国保の運営協議会でもこれを出す前にそれをしていなければならないので、出されたのですけれども、そのときに新型コロナウイルスというものが感染症法の1類から5類、あとその他の分類とあるのですけれども、どうなるのですかという質問があったと思いますが、それはコロナウイルスはどういう区分になるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症法というのがあるのですが、そこの第6条の7に新型インフルエンザ等感染症とは、次に掲げられる感染症の疾病をいうということで、この中に新型コロナウイルス感染症と、あと再興型のコロナウイルス感染症というのが指定されたというようなことになっております。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今までの感染症法の1類から5類とは別なところに新型インフルエンザというものがあつたのですけれども、そこに入るということですよ。

この条文の改正なのですけれども、これは名前が変わったと、表記の仕方が変わったと、それだけというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） そのとおりでございます。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 新型コロナウイルスのインド株とかイギリス株とかということでどんどん、どんどん変異していくということなのですけれども、そういったことについても対応しているということではないのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） そのとおりでございます。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 傷病手当を支給するということなのですけれども、実際に傷病手当の支給はされているのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 令和2年度の実績で2件ありまして、28万5,165円支給がありました。今年度、令和3年度につきましては5月末時点で3件ほど申請がありまして、11万7,942円支給しております。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第71号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構でございます。お疲れさまでした。少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） それでは、次に日程第2、議案第72号 栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 障がい福祉課の廣田と申します。よろしくお願いたします。

議案第72号 栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例の制定についてをご審議いただくものです。

議案書では49ページから51ページ、議案説明書では11ページから13ページとなります。

初めに、議案説明書11ページを御覧ください。提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要については、説明書に記載の2項目ですが、新旧対照表を基にご説明しますので、次の12、13ページを御覧ください。参照条文については省略させていただきます。このたびの改正は、国が定める基準に、今まで書面、いわゆる紙媒体による取扱いとされておりました文書類等を、電磁的記録により行うことができる基準が追加されたことによるものです。

説明書13ページの目次に第3章、雑則を加え、障がい者支援施設における電磁的記録に係る規定が定められております。以上が本条例の改正概要となります。

では、議案書の49ページを御覧ください。49ページは条例の制定文、50から51ページは条例の改め文となります。

附則として、本条例の施行を令和3年7月1日から施行とするものです。

以上、本議案に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは、ざっくり言ってどういう改正になるのですか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 保管文書の書類を紙媒体によるものから電磁的記録も可能であるとされるものでございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 3月議会だったかな、この条例に関しては改正をした覚えがあるのですが、そのときに一緒にできないというのは何かあったのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） こちらの改正文が国から届いたものが3月の議会中でございまして、提案できなかったというのがございますものと、あと施行日が7月1日からということで、今回の議会で間に合うという想定でおりました。

○委員長（氏家 晃君） ほかにございますか。

川上委員。

○委員（川上 均君） これによりますと、具体的にはUSBとかそういったもので保管できるとい

う理解でよろしいのですか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） USBという指定ができるかどうかはちょっと分からないのですが、可能というふうに解釈はしております。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） では、これによって業務量が軽減するとか、そういうメリットというのが大きいいという理解でよろしいですか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 業務量につきましては変わらないと考えております。いわゆる保管ということのスペース的な問題が一番分かりやすいかなと思われまます。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 分かりました。そうすると、やはり管理といいますか、情報がうっかりミスといいますか、漏れてしまったとか、そういったものがどこかに置き忘れたりということも考えられるということですか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 保管に関しましては、責任を持ってということが前提となりますが、こちらは電磁的記録によって保管することができるとされておるだけでございまして、その電磁的記録につきましてはいわゆる1つではなくて、複数持って、いわゆるもしその電磁的記録がいろんな作用によって駄目になってしまうことも想定されますので、そちらは心配であれば紙媒体に落としていただくことにもなりますでしょうし、保管のところがどうしてもということであれば、そちらを利用していただくことが可能であるという解釈ということでご理解いただければありがたいです。

○委員長（氏家 晃君） ほかにございますか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例案に符合するというか、これに施設というものはどのぐらいあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 栃木市内には5施設となります。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第72号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第3、議案第73号 栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 議案第73号 栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご審議いただくものです。

議案書では52ページから54ページ、議案説明書では15ページから17ページとなります。

初めに、議案説明書15ページを御覧ください。提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をする必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要については、説明書に記載の2項目ですが、新旧対照表を基にご説明しますので、次の16、17ページを御覧ください。参照条文については省略させていただきます。このたびの改正は、前にご説明いたしました議案第72号と同様です。説明書17ページの目次に第3章、雑則を加え、障がい者支援施設における電磁的記録等に係る規定が定められております。以上が本条例の改正概要となります。

では、議案書の52ページを御覧ください。52ページは条例の制定文、53から54ページは条文の改め文となり、附則として本条例の施行を令和3年7月1日から施行とするものです。

以上、本議案に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例の対象となる施設は何施設になりますでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 市内5施設となります。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第73号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第4、議案第74号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 議案第74号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いただくものです。

議案書では、55ページから57ページ、議案説明書では19ページから21ページとなります。

初めに、議案説明書19ページを御覧ください。提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要については、説明書に記載の2項目ですが、新旧対照表を基にご説明しますので、次の20、21ページを御覧ください。参照条文については省略させていただきます。このたびの改正は、さきの議案第72号と同様です。説明書21ページの目次に第10章、雑則を加え、障がい福祉サービス事業における電磁的記録等に係る規定が定められております。以上が本条例の改正概要となります。

では、議案書の55ページを御覧ください。55ページは条例の制定文、56から57ページは条文の改め文となり、附則として本条例の施行を令和3年7月1日から施行とするものです。

以上、本議案に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例の対象施設数というのは何施設でしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 市内では、100件を越す事業所が対象となります。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第74号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第5、議案第75号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 議案第75号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご審議いただくものです。

議案書では58ページから61ページ、議案説明書では23ページから29ページとなります。

初めに、議案説明書23ページを御覧ください。提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要については、説明書に記載の3項目ですが、新旧対照表を基にご説明いたしますので、次の24、25ページを御覧ください。参照条文については省略させていただきます。このたびの改正は、さきの議案第72号と同様です。説明書25ページの目次に第18章、雑則を加え、字句の整理及び障がい福祉サービス事業における電磁的記録等に係る規定が定められております。以上が本条例の改正概要となります。

では、議案書の58ページを御覧ください。58ページは条例の制定文、59から61ページは条例の改め文となり、附則として本条例の施行を雑則の追加と電磁的記録に係る規定については令和3年4月1日から、字句の整理については公布の日から施行とするものです。

以上、本議案に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） まず、字句の部分で議案説明書で27ページ、または特例訓練等給付費とあるのですけれども、前はなかったということで、これどういうことを意味するのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 議員ご指摘のとおり、前は抜けていたということになります。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例で影響を受ける施設数というのはどのくらいありますでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 市内には100件を超す事業所があります。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 議案第74号と指定を受ける受けないという差があるのですけれども、市内ではこの指定を受けていない事業所、だから前の条例に引かかる事業所単体というものはあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 市内には実質ございません。イコールの事業所となります。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 議案第74号とほとんど条例が同じような感じなのですが、何か違いの特徴というのはあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） こちらで一番目立つのが指定という言葉が入っているかどうかということで違いが出てくるかと思うのですが、指定の事業所というものは、指定という言葉が入りますと、大きくいいますと栃木市独自である程度の条件が付与できるということになります。指定が抜けている場合、こちらのほうはいわゆる最低基準というふうに一般的に表現されるのですが、こちらの最低基準があれば事業所が開設できるということになります。ですので、全国一律の最低基準というものがあまして、栃木市はそれよりももし条件を重くするというか、深くするというか、それでより条件をよくする、いわゆる支援に対して条件をよくするために栃木市が付与できるための条例となります。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） そうすると、実際に市独自の条件がいいといいますか、そういったものがあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 実質はございません。というのは、栃木県と合わせておりまして、栃木県と同様ということで今のところ進めております。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第75号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第6、議案第76号 栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 議案第76号 栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご審議いただくものです。

議案書では62ページから64ページ、議案説明書では31ページから33ページとなります。

初めに、議案説明書31ページを御覧ください。提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要については、説明書に記載の1項目ですが、新旧対照表を基にご説明いたしますので、次の32、33ページを御覧ください。参照条文については省略させていただきます。このたびの改正は、さきの議案第72号と同様です。説明書33ページに、福祉ホームにおける電磁的記録等に係る規定が追加されております。以上が本条例の改正概要となります。

では、議案書の62ページを御覧ください。62ページは条例の制定文、63ページから64ページは条文の改め文となり、附則として本条例の施行を令和3年7月1日から施行とするものです。

以上、本議案に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例の影響を受ける施設数というのは幾つでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 栃木市内にはございません。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 福祉ホーム自体がもうなくなっていると思うのですが、条例上はずっとこれ生かしていくのですか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） こちらは、栃木市が栃木県から特例移譲を受けているものの一つの施設でございますので、こちらはなくすことはできません。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第76号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第7、議案第77号 栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 議案第77号 栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご審議いただくものです。

議案書では65ページから67ページ、議案説明書では35ページから37ページとなります。

初めに、議案説明書35ページを御覧ください。提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要については、説明書に記載の1項目ですが、新旧対照表を基にご説明しますので、次の36、37ページを御覧ください。参照条文については省略させていただきます。このたびの改正は、さきの議案第72号と同様です。説明書37ページに地域活動支援センターにおける電磁的記録等に係る規定が追加されております。以上が本条例の改正概要となります。

では、議案書の65ページを御覧ください。65ページは条例の制定文、66から67ページは条例の改め文となり、附則として本条例の施行を令和3年7月1日から施行とするものです。

以上、本議案に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 条例の対象施設数を教えてください。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 栃木市内には4か所ございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これで一連の条例改正が終わると思うのですが、これの周知の方法です。また、実際これをしていく上で問題点だとか、そういうものが出てきた場合というのはどういうふうに対処していくのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） こちらの周知の方法は、数年といたしますか、二、三年に1度あります事業所の実地指導のときに最低でも周知をしていきたいと、確認をしていきたいと考えております。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第77号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで議事の終了した執行部の皆様はご退席していただいて結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） それでは、次に日程第8、議案第78号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 高齢介護課長の寺内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第78号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてをご審議いただくものです。

議案書では68ページから69ページ、議案説明書では39ページから41ページとなります。

初めに、議案説明書39ページを御覧ください。提案理由でございますが、介護保険法施行規則の一部改正を踏まえ、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、令和3年度から令和5年度までの各年度における第7段階と第8段階の区分する基準所得金額を改めるものです。

続きまして、40ページ、41ページの新旧対照表を御覧ください。このたびの改正は、国の定める介護保険法施行規則の一部改正による変更で、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率における第1号被保険者の区分において、現行の第3条第1項第7号、これは第7階層に当たりますが、第7階層について合計所得金額が125万円を超え200万円未満の「200万円」の部分を「210万円未満」に、また現行の同8号、これは8段階になるのですけれども、8段階につきましては合計所得金額が200万円以上400万円未満の「200万円以上」の部分を「210万円以上」に改正するものでございます。

なお、第8期の介護保険料所得段階区分の内容につきましては、3月議会で説明済みであります。国の介護保険法施行規則の公布が3月議会に間に合わなかったため、関連の今回の部分につきましては一部改正を6月議会にお諮りするものとなります。

以上、本議案に関する説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 課税というか、収税というか、条例上は公布の日からということなのですが、6月の議会最終日になるのですが、保険料に影響をするのですか、これ。

○委員長（氏家 晃君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） これは所得段階の区分を決めるだけなので、保険料は3月議会に決まった金額と変わりがございません。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 課税するときというのは、時点というものはいつでしたか、これは。

○委員長（氏家 晃君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 課税自体は4月1日の時点でございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） たしか前年度の所得でしたか。これが6月になるのですけれども、これ

によって変わる、保険料が変わる人数、影響というのはどのくらいあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） これによって変わる保険料の方なのですが、現行3月の議会においてこの仮の金額で算定をしておりますので、これが決まったということに変更される方はいないのですけれども、ただ仮に単純に計算をして、実際に変更した場合どれくらいいらっしゃるかということで申し上げますと、8階層から7階層に下がる方が432名、金額にして620万円程度の減額という形になります。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 手続的には、3月のときにもある意味下げてしまっているということでもよろしいのですか。それで、後追いでこれをやっている形ですか。

○委員長（氏家 晃君） 寺内高齢介護課長。挙手して指名されてから答弁願います。

○高齢介護課長（寺内 均君） 初めてで申し訳ございません。

3月のときに仮算定という形で、11月に国のほうからそういった指示がありましたので、仮算定ということで金額を出して保険料のほうを計算しておりますので、特に影響はございません。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） すみません。もう一度この部分だけが、7段階と8段階というのがなぜこの部分だけ出されているのかというのをもう一度説明をお願いします。

○委員長（氏家 晃君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） この7段階、8段階というのは、国のほうが第1号被保険者の所得区分というのが下の階層から上の階層まであるかと思うのですが、それを把握した上で係数というものを出しまして、各市町村に流すようになっております。それですので、今回国の調査によって図られたものについてが第7段階、8段階に関するところということで、200万円が210万円となったというような経過でございます。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第78号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで議事の終了した執行部の皆様はご退席していただいて結構でございます。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） それでは、次に日程第9、議案第79号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） ただいまご上程をいただきました議案第79号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。

議案書は70ページから72ページ、議案説明書は43ページから47ページであります。

初めに、議案説明書でご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、43ページをお開きください。議案第79号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由であります。児童福祉施設の設備、運営基準等を定める児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただきたいというものでございます。参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

改正の概要につきまして、条例改正新旧対照表で説明させていただきますので、44から45ページをお開きください。まず、目次に第4章、雑則を加えるものであります。

次に、第22条第8号につきましては、保育室等を3階以上に設ける建物の要件を改めるものであります。これは、建築基準法の改正により、耐火建築物としなければならない特殊建築物から、3階建てで延べ面積が200平方メートル未満のものは除かれたため、建築基準法による規制上、耐火建築物であることが求められなくなったところではありますが、保育所及び認定こども園を所管する内閣府、文部科学省、厚生労働省においては、小学校就学前の子供の安全を確保する観点から、3階以上に保育室等を設ける場合は耐火建築物とする現行の規定を当面維持するため、設備基準について府省令の改正を行ったものであります。

なお、現状本市の保育所及び認定こども園につきましては、整備予定の建築物を含め、3階建てで延べ面積が200平方メートル未満の施設はございません。

次に、第30条第2項第1号、第5号及び第6号につきましては、児童の遊びを指導する者の要件を改めるものであります。

46から47ページをお開きください。第33条、電磁的記録に係る規定を定めるものであります。これは、児童福祉施設の職員の業務負担軽減等を図る観点から、諸記録の作成、保存等について、原則として書面に代えて電磁的記録による対応を認めるものであります。

次に、附則第4項につきましては、第30条第2項第5号の改正に伴い、教育職員免許法に係る法律番号を削るものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、70ページをお開きください。栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定文であります。

71から72ページをお開きください。一部改正の条文でありまして、改正の内容につきましては先ほど議案説明書にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

附則についてであります。本条例の施行日は令和3年7月1日とし、第22条第8号、第30条第2項第1号、第5号及び第6号並びに附則第4項の改正規定は、公布の日から施行とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

川上委員。

○委員（川上 均君） 第30条の2の児童の遊びを指導する者というのがあるのですけれども、これは何をどういったことを指しているのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 学童保育の指導員などを指しているものでございます。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） あと、児童館の職員でございます。

○委員長（氏家 晃君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第79号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第10、議案第80号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） ただいまご上程をいただきました議案第80号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明を申し上げます。

議案書は73から75ページ、議案説明書は49から55ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、49ページをお開きください。議案第80号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由であります。家庭的保育事業等の設備、運営基準等を定める児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

改正の概要につきまして、条例改正新旧対照表で説明させていただきますので、50から51ページをお開きください。まず、目次に第6章、雑則を加えるものであります。

次に、第6条第2項及び第16条第2項につきましては、字句の整理を行うものであります。

52から53ページをお開きください。第23条第2項につきましては、引用条項を改めるものであります。

次に、第37条第4号につきましては、居宅訪問型保育事業者の保育内容を改めるものであります。

これは、保護者の疾病等の理由により家庭での養育が困難な乳幼児に居宅訪問型保育を提供できることが明確化されたものであります。

次に、第49条、電磁的記録に係る規定を定めるものであります。これは、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、諸記録の作成、保存等について、原則として書面に代えて電磁的記録による対応を認めるものであります。

54から55ページをお開きください。附則第2条第2項につきましては、家庭的保育事業について条例施行日から10年間は調理設備や調理員に係る規定を適用しないことができる緩和規定であり、その緩和規定が適用となる場所について、条例第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所として限定していた規定を削除するものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、73ページをお開きください。栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定文であります。

74から75ページをお開きください。一部改正の条文でありまして、改正の内容につきましては先ほど議案説明書にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

附則についてであります。本条例の施行日は令和3年7月1日とし、第6条第2項、第16条第2項第4号、第23条第2項第2号、第37条第4号及び附則第2条第2項の改正規定は公布の日から施行とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 家庭的保育事業の事業所数とかというのは分かりますでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 小規模保育施設4施設が対象となります。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） この4施設は、企業内の保育所みたいなという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 具体的には、小規模保育施設4施設でございますが、ちびっこランドイオン栃木園、きらら保育園栃木大宮、うずま保育園、とちぎメリーランド保育園でございます。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第80号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎発言の訂正

○委員長（氏家 晃君） 松本子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（松本佳久君） すみません。ちょっとお時間をいただきまして、先ほどの議案第79号の中でちょっとご質問いただきました、子供の遊びを指導する者というご質問があったかと思うのですが、ちょっとそれを訂正させていただきます。

最初学童保育の職員ということでお答えをしまして、その後児童館ということで追加をしたのですが、こちらの条例に関しましては児童館の職員のみという形になりますので、訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 委員の皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

（午前11時01分）

○委員長（氏家 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

◎議案第67号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 日程第11、議案第67号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第2号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいても結構でございます。

神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 子育て支援課、神長でございます。よろしくお願いいたします。

令和3年度栃木市一般会計補正予算（第2号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

それでは、歳出につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の18、19ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費、補正額32万3,000円の増額であります。説明欄、会計年度任用職員人件費（子育て支援課）につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業の実施に伴いまして、会計年度任用職員を委嘱するため増額補正をするものであります。

3款2項2目児童措置費、補正額1億2,555万4,000円の増額であります。説明欄、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し支援を実施するもので、独り親世帯に加えまして、それ以外の非課税世帯にも一時金を支給するため、増額補正をするものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、補正予算書の12、13ページをお開きください。15款2項2目民生費国庫補助金、補正額1億2,673万3,000円の増額であります。説明欄、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に対する国庫補助金を増額補正するものであります。なお、この子育て世帯生活支援特別給付金支給事業につきましては、4月9日に開催されました議員研究会におきましてご説明をいたしました低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業のうち、その他低所得の子育て世帯に対する特別給付金に係る補正予算でございます。

以上をもちまして、補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 19ページしかないのですが、ここなのですけども、事業の内容というのが1回説明を受けたやつなのかなと思ったら、その中のうちの低所得者向けの部分だけという話なのですけども、ここに書いてある事業というものはどういうものなのか、もう一度説明してください。

さい。

○委員長（氏家 晃君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） こちらにつきましては、まず独り親世帯、あるいはそれ以外ということで大きく区別をされていたものなのですが、住民税非課税の子育て世帯、児童扶養手当、児童手当等を支給されている世帯につきまして、児童1人当たり5万円を支給するというものでございます。昨年度実施されていたのは、独り親世帯の部分だけでございまして、今日補正予算で上げさせていただいた独り親世帯以外の部分につきまして、2人親でも対象になっているというものなのですけれども、それにつきましては今年が初めてになります。簡単に申し上げますと、そんなところでございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、今までは独り親、児童扶養手当をもらっているところの人に5万円を出していたと思うのですけれども、過去に。だけれども、今回というのは2人親であっても低所得の人に出しますよと。もちろんその中に独り親の家庭も入っているということでよろしいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 失礼しました。はい、そうです。独り親家庭の部分につきましては、もう既に実施をしております、今回この事業の一部分だけ今回の補正予算ということで計上させていただいたのは、9月の臨時議会の際に国のほうのこの部分の詳細な部分が決まっていなかったものですから、その部分が見えてから。かつ非課税世帯ということになりますと、今年度の住民税が確定しますのが今月なものですから、6月の補正予算で十分間に合うという判断で、この部分についてだけはちょっと後から今回補正予算ということで計上させていただきたいというものでございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 13ページの歳入のほうで、これは1億2,673万3,000円なのですけれども、ちょっと差があるなという気がするのですが、この差というのは何なのでしょう。

○委員長（氏家 晃君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） こちらにつきましては、まず会計年度任用職員の人件費の部分が一般財源だった部分を国庫補助に振り返るといったものがございまして、この会計年度任用職員は今現在在籍している者なのですけれども、7月からこういった事務が始まるというところ。12月までの任期で雇用しているものですが、こちらの事業、3月まで事務が生じるという形になりますので、その者の財源をこの国庫補助のほうを充てるということで、一部減額する、あるいは国庫補助を充てるということで、トータルの差異が生じているものでございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金というものは、これだけに充てられる交付金なのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） こちらの交付金につきましては、令和2年度からの繰越しになっているものでして、10分の10国庫補助という形で頂けるのはこの給付金に関する国庫補助ということになります。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 報告はあったかと思うのですが、支給の世帯数と子供の人数とかというのわかりますか。

○委員長（氏家 晃君） ページ数。

○委員（川上 均君） 19ページの支出のほうです。

○委員長（氏家 晃君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） こちらの事業につきましては、まず手当を受給している方につきましては分かるのでございますけれども、コロナの影響で家計が急変したという方も対象になってきます。その部分につきましては、申請をしていただかないと分からないというのがございます。

まず、そういったことがあるのですけれども、研究会の時点で我々のほうで想定していた世帯、そのときに説明した数字がまず一つございますが、令和2年の対象となる非課税世帯が610世帯、960人ということで、それを多少上乘せした数字をイメージして、そのときは説明をさせていただいたところでございますけれども、今回この国庫補助を頂くに当たって、国のほうがその後制度的に設計していく中でいろいろ調査をされたのだと思うのですけれども、令和2年2月末の児童手当を受給されている児童数、栃木市の場合だと1万6,638人ございます。そこから14.91%、国のほうで想定された数字なのですが、そのぐらいいるであろうという見込みなのだそうですが、その数字を掛けて算出しろというような形でございます。予算のほうはそれで計算してございます。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） そうすると、14.91%掛けると何人という数字は出ていませんか。

○委員長（氏家 晃君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 失礼しました。そこを申し上げるのを忘れました。

2,481人でございます。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） そうすると、世帯数とかというのは想定しているのですか。

○委員長（氏家 晃君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 家計が急変したほうの世帯というのはちょっとつかめないところ
でございますので、2,481人。子供1人につき5万円という計算になりますから、そこで考えてお
ります。世帯のほうはちょっと正確なところはつかめておりません。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 参考までにお伺いしたいのですけれども、独り親世帯というのは何世帯にな
るのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） こちらにつきましては、5月11日に既に支給をしている方がござ
います。手当のほう、もらっている方につきましては口座も分かりますので、申請をいただかなく
て、そちらのほうに支給ができてしまうということになります。そういった方になります。まず
件数にして907件、お子さんにしますと1,344人でございます。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） この独り親世帯の内訳と申しますか、お母さんの世帯とお父さんの世帯とい
うのは分かりますか。

○委員長（氏家 晃君） 分かりますか。

神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 申し訳ございません。そこまでの内訳は今は把握しておりません。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第67号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の皆様はご退席していただいて結構でございます。お疲れさまでし
た。

〔執行部退席〕

◎陳情第2号の上程、採決

○委員長（氏家 晃君） それでは、議事を進めます。

次に、日程第12、陳情第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情書を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

岩川書記。

〔書記朗読〕

○委員長（氏家 晃君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言を願います。

川上委員。

○委員（川上 均君） 請願の内容にも書かれておりますけれども、やはり高齢化率世界一、28%とかということですか、日本の場合。そういった中で、高齢者の難聴ということでのコミュニケーションがよくなってしまおうということ、孤独といいますか、孤独の生活と、そういったことから鬱とか、認知症ということにつながって、結果として国民の医療費負担が増えてしまおうという、そういう循環があると思えます。

日本の場合に欧米から比べて補聴器の使用率も、ここにあるようにイギリスとかから比べると非常に遅れているということで、金額も10万円以上30万円とかということですから、なかなか手が出ないということもあると思えます。また、医療保険も利かないということもあると思えます。やはりこういった点で呼び水といいますか、助成をして、補聴器の呼び水にして普及を図って、そういったことで補聴器自体のコストダウンということも図れるでしょうし、当然医療費分の抑制ということも図れるでしょうし、やがては医療保険の対象ということにも道が開けるといっても当然あると思えますので、この趣旨の陳情に賛同したいというふうに思います。

○委員長（氏家 晃君） ほかに発言はございませんか。

それでは、ほかにご発言、ご意見がないようでございますので、ただいまから陳情第2号について……。

浅野副委員長。

○副委員長（浅野貴之君） 趣旨は十分に理解をしているつもりであります。

加齢に伴って耳が聞こえないなくなって生活の質が落ちるということもありますけれども、私はバランスの問題だと思います。では、加齢に伴って目はとか、加齢に伴って口腔内はということになったときにどこで線引きをするのかということについては、公的負担を求める線引きのバランス

についてはもう少し国のほうでも研究していただきたいし、こういった問題もあるということは承知をしながらも、ぜひ国のほうでも検討していただきたいし、引き続き地方自治体でもそういった補助制度の在り方というものは研究すべきだと思いますけれども、今現時点で加齢に伴う難聴に対する補助というのはまだ時期尚早なのではないかなというふうに私個人は思います。

○委員長（氏家 晃君） ほかに発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようでございますので、ただいまから陳情第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

〔	賛 成	川上 均	内海まさかず	〕
	反 対	浅野貴之	小平啓佑 古沢ちい子 千葉正弘	

○委員長（氏家 晃君） 起立少数であります。

したがって、陳情第2号は不採択とすべきものと決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（氏家 晃君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長及び副委員長にご一任を願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前11時36分）